

## 第30回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の拡散防止措置並びに概要等公表について調査審議を行い、2事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないとの事務局案について了承した。

6事案について報告がなされた。

- 審査会での主な意見等

- ・ 表現活動が巧妙化していることから、不当な差別的言動の該当性の判断には、個別の発言ごとの検討に加え、表現全体の流れを踏まえた検討もより重要となっていく。